令和元年度「障害学生支援専門テーマ別セミナー【建設的対話】」 パネルディスカッション 2020/2/15



### 障害学生支援を巡る建設的対話 ~東北大学における実践に基づいて~

東北大学高度教養教育・学生支援機構 学生相談・特別支援センター 池田 忠義





- 対応要領:規程としての位置づけ
  - 国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
  - 国立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解 消の推進に関する基本的考え方及び留意事項(理事裁定)
- 相談体制
  - 全学相談窓口
    - 職員相談窓口:職員相談室
    - 学生相談・特別支援センター特別支援室
  - 部局相談窓口





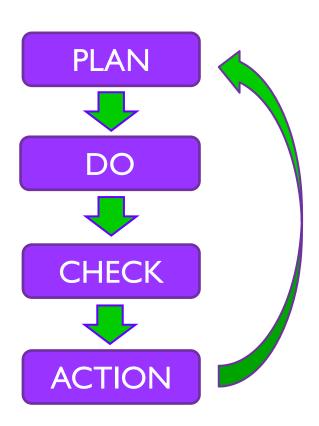
● STEPI:相談

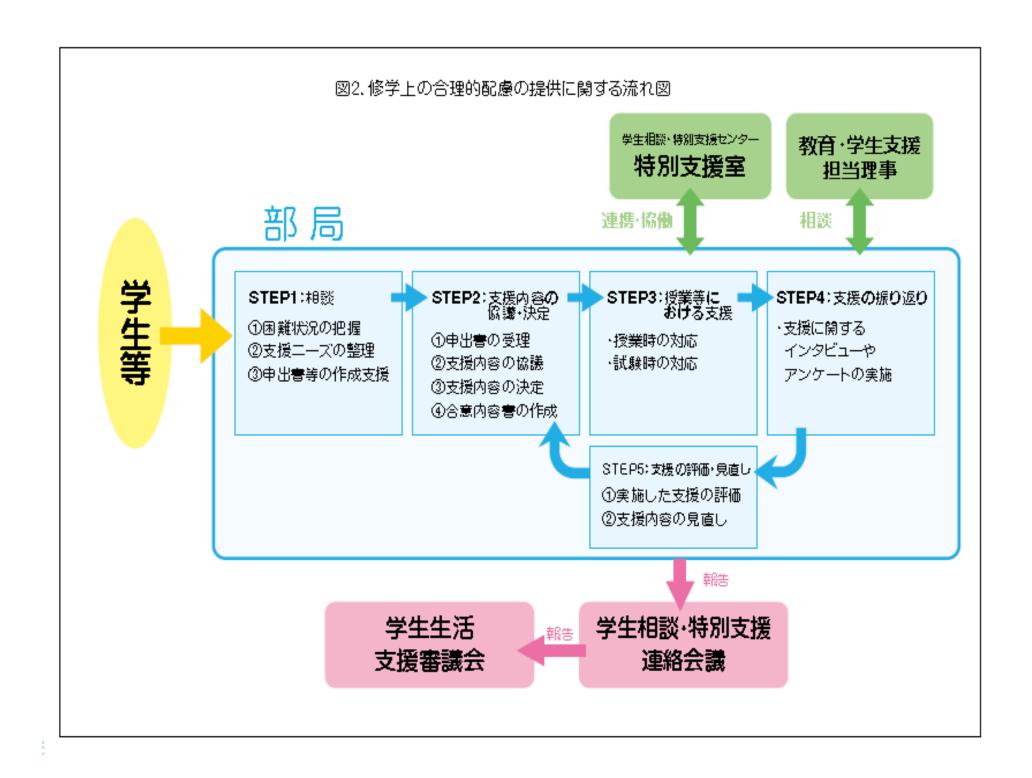
● STEP2: 支援内容の協議·決定

STEP3:授業等における支援

STEP4: 支援の振り返り

STEP5:支援の評価・見直し









- STEPI:相談
  - 学生:部局·特別支援室へ
- STEP2: 支援内容の協議·決定
  - 部局:学生,授業担当者等による建設的対話
- STEP3:授業等における支援
  - 授業担当者等:合理的配慮の提供
- STEP4: 支援の振り返り
  - 部局:学生·授業担当者へインタビュー等
- STEP5:支援の評価・見直し
  - 部局:実施した支援の評価・見直し

# 学生等との「建設的対話」:誰が,いつ?

- 原則は、「学生の所属部局が中心、特別支援室と連携・ 協働」
- STEPI:相談
  - ①困難状況の把握,②支援ニーズの整理,③申出書等の作成支援
- STEP2: 支援内容の協議·決定
  - ①申出書の受理, ②支援内容の協議, ③支援内容の決定
  - ④合意内容書の作成
- STEP4: 支援の振り返りインタビューやアンケートの実施

#### 特別支援室から見る「建設的対話」



- STEP1:相談
  - 相談の入り口の大半は特別支援室
  - 学生の支援ニーズの把握,アセスメント,部局へのつなぎ
  - ●「建設的対話」の土台作り
- STEP2: 支援内容の協議·決定
  - 学生や部局等との協議への同席
  - 協議・決定が円滑に進むための支援(学生・教職員)
  - 「建設的対話」の促進
- STEP3(授業等における支援)以降
  - 支援実施後の継続的相談・経過の共有
  - ●「建設的対話」の継続



- 学生の意思の尊重
  - 障害, それに起因する困難への気づき・理解
  - 支援ニーズの明確化・表明
  - 大学入学前の経験と歴史
- ・現状の共有
  - 教職員が学生の個性・困難を理解する
  - 学生が大学の教育に関する仕組みを理解する
- ・より適切な合理的配慮内容の決定
  - 効果的・具体的であること
  - 決定・実践と見直しの循環





- 学生の関係者(保護者・教職員等)への対応
  - 関係者の困りごとへの支援
  - 関係者のニーズと学生のニーズの一致・ずれ
  - 関係者と学生の関係への支援
- 支援を求めない学生への対応
  - 誰が、どのように学生に働き掛けるか
  - 教職員と専門部署スタッフの役割分担と連携
  - 学生の「困り感」に沿う: 学生相談との連携

#### 「『建設的』対話について

West State of the State of the

- 誰にとって「建設的」か(?)
  - 学生にとって
  - 学生と関わる関係者(保護者・教職員等)にとって
  - 大学(という組織)にとって
- 学生にとって「建設的」であるとは(?)
  - 大学時代の学び
  - 大学を離れた後の生き方

#### 「建設的『対話』」について



- 対話とは
  - 双方が向かい合って話をすること
- 対話には何が含まれるのか(?)
  - 互いに語ること, 聴くこと
  - 続けること
  - 対等であること
  - 共有すること
  - 新たなものが産み出されること



## ご清聴ありがとうございました

Tohoku University